

移動等円滑化取組計画書

令和 8 年 6 月 23 日

住 所 鹿児島市小川町 3 番 5 6 号
事業者名 鹿児島地域振興局建設部
代表者名 建設部長 喜元 亨

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第 9 条の 4 の規定に基づき、次のとおり提出します。

I 現状の課題及び中期的な対応方針

鹿児島港桜島フェリーターミナルは、施設利用者の利用環境の向上を図る取組を進めており、高齢者、障害者等がいつでも安心して利用できる施設となるよう、日常の施設点検や案内周知の徹底を図っている。

引き続き、移動等円滑化整備ガイドラインに沿ったターミナルとなるよう努めることとしている。なお、施設の老朽化が進んでおり、計画的に修繕等を行う必要がある。

II 移動等円滑化に関する措置

① 旅客施設及び車両等を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる旅客施設及び車両等	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
待合所	高齢者や障害者（車椅子利用者等）でも安心して利用できるよう、適宜、椅子等の配置を見直す。

② 旅客施設及び車両等を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
高齢者・障害者の通行	引き続き定期的な施設点検を実施し、通路の破損等により通行に支障を来すことのないよう、車椅子利用者や高齢者の通行しやすい環境を維持する。

- ③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
高齢者・障害者等への支援	引き続き、高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援を行う。

- ④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
高齢者・障害者等への情報提供	引き続き、高齢者・障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供を行う。

- ⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
職員の意識の向上	高齢者や障害者等に関する研修や情報共有を行い、職員の意識の向上を図る。

- ⑥ 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての旅客施設及び車両等の利用者に対する広報活動及び啓発活動

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
バリアフリー情報の提供	施設のバリアフリー情報を県ホームページに掲載し、周知に努める。

Ⅲ 移動等円滑化の促進のためⅡと併せて講ずべき措置

利用者等からの意見を運航事業者とも共有し、ターミナルの改善に活用する。

IV 前年度計画書からの変更内容

対象となる旅客施設 及び車両等又は対策	変 更 内 容	理 由

V 計画書の公表方法

鹿児島県ホームページにより公表する。

VI その他計画に関連する事項

--

注1 IVには、Ⅱについて前年度と比較して記入すること。なお、該当する対策が複数になる場合には、新たに欄を設けて記入すること。

2 Vには、本計画書の公表方法（インターネットの利用等）について記入すること。

3 VIには、Ⅱの欄に記入した計画に関連する計画（事業者全体に関連するプロジェクト、経営計画等）がある場合には、必要に応じ、その計画内容及び計画における当該事業者の位置付け等について記入すること。